

おふたりＯｍｅでとう！お祝い金等交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻をした夫婦または東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和４年東京都規則第１５３号）第５条の東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けたパートナーシップ関係にある双方（以下「夫婦等」という。）が青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）で新生活を開始するに当たり、予算の範囲内で、おふたりＯｍｅでとう！お祝い金（以下「お祝い金」という。）およびおふたりＯｍｅでとう！くらし応援金（以下「応援金」という。）を交付することによって、その新生活を充実させるとともに、市への定住を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年１０月１５日東京都条例第９３号）第３条の２第２号に規定する関係をいう。
- (2) 基準日 夫婦等の婚姻届が受理された日または東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書が受理された日をいう。
- (3) おうめふたりダイアリー 市のＰＲを目的として市のホームページ等に掲載するため、夫婦等が市内における新生活の様子を綴ったものをいう。

3 交付対象者

お祝い金および応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日が令和７年４月１日以降の夫婦等であること。
- (2) 夫婦等がお祝い金を申請する日（以下「お祝い金申請日」という。）から５年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録をしていること。
- (3) 夫婦等またはその一方が市税（市の区域外から市内へ転入した者（以下「市外転入者」という。）においては転入前の市区町村税をいう。）および国民健康保険税の滞納がないこと。

- (4) 夫婦等またはその一方が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けていないこと。
- (5) 夫婦等またはその一方が青梅市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 夫婦等の双方が、日本人または出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 第 2 項に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (7) その他青梅市長（以下「市長」という。）が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

4 お祝い金および応援金の交付額

(1) お祝い金

2 万 2, 000 円を交付する。

(2) 応援金

基準日から 5 年が経過する日までに、市内に戸建て住宅または分譲マンションの一室を取得の上、同日まで夫婦等の双方が居住している場合は、10 万円を交付するとともに、別表に掲げる要件を満たすときは、加算額を加えて交付する。ただし、加算額は 50 万円を上限とする。

5 交付申請

(1) お祝い金

お祝い金の交付を受けようとする者（以下「お祝い金申請者」という。）は、基準日から 1 年以内に、次に掲げる書類またはその写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる書類については、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

ア おふたりＯｍｅでとう！お祝い金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）

イ おふたりＯｍｅでとう！お祝い金の交付申請にかかる誓約書（様式第２号）

ウ 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍全部事項証明書（外国人の場合にあっては婚姻をした事実を証明できる書類）または東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

エ 夫婦等の住民票の写し

オ 申請日の属する年度における市税（市外転入者においては転入前の市区町村税をいう。）を記載した納税証明書または申請者の住民税が非課税の場合にあっては非課税証明書（申請日が４月から７月までの間の場合にあっては、前年度の納税証明書または非課税証明書）および国民健康保険税を記載した納税証明書

カ 在留カードまたは特別永住者証明書の写し

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（２）応援金

応援金の交付を受けようとする者（以下「応援金申請者」という。）は、お祝い金申請日から５年が経過した日から６月以内に、次に掲げる書類またはその写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、オからケまでに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

ア おふたりＯｍｅでとう！くらし応援金交付申請書（様式第３号）

イ おふたりＯｍｅでとう！応援金の交付申請にかかる誓約書（様式第４号）

ウ 続柄および本籍（外国人の場合にあっては在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日）を記載した夫婦等の同一世帯の住民票の写し

エ 応援金を申請する日の属する年度における市税等を記載した納税証明書または申請者の住民税が非課税の場合にあっては非課税証明書（申請日が４月から７月までの間の場合にあっては、前年度の納税証明書または非課税証明書）および国民健康保険税を記載した納税証明書

オ 戸建て住宅を取得したことが分かる工事請負契約書、売買契約書

の写しまたは家屋台帳副本および当該住宅の取得にかかる費用についての支払が確認できる書類

カ 分譲マンションの一室を取得したことが分かる売買契約書の写しまたは家屋台帳副本および当該マンションの取得にかかる費用についての支払が確認できる書類

キ おうめふたりダイアリー（様式第5号）

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 交付決定

市長は、前項各号の規定によるお祝い金または応援金（以下「お祝い金等」という。）の申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、おふたりＯｍｅでとう！お祝い金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）またはおふたりＯｍｅでとう！くらし応援金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、お祝い金申請者または応援金申請者に通知するものとする。

7 交付請求および支払

前項の規定によりお祝い金等の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかにおふたりＯｍｅでとう！お祝い金交付請求書（様式第8号）またはおふたりＯｍｅでとう！くらし応援金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかにお祝い金等の支払を行うものとする。

8 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、お祝い金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段によりお祝い金等の交付決定を受けたとき。

イ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、おふたりＯｍｅでとう！お祝い金交付決定取消通知書（様式第10号）またはおふたりＯｍｅでとう！くらし応援金交付決定取消通知書（様式第11号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

9 返還

(1) 市長は、前項の規定によりお祝い金等の交付決定の全部または一部

を取り消した場合において、当該取消しにかかるお祝い金等が交付決定者にすでに交付されているときは、おふたりＯｍｅでとう！お祝い金返還命令書（様式第１２号）またはおふたりＯｍｅでとう！くらし応援金返還命令書（様式第１３号）により、交付決定者にお祝い金等の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (2) 交付決定者は、前号の規定によりお祝い金等の全部または一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該お祝い金等を返還しなければならない。

10 報告等の求め

- (1) 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。
- (2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１６号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日

- (1) この要綱は、令和７年４月１５日から実施し、令和１０年４月１日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付されたお祝い金および応援金に関して、この要綱の失効後に必要となるお祝い金および応援金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

区分	要件	金額
1 若者応援加算 (複数の要件に該当する場合は、最も金額の大きいものとする。)	基準日において夫婦等の双方が29歳以下であること。	30万円
	基準日において夫婦等のいずれかが29歳以下であること。	15万円
	基準日において夫婦等の双方が30歳以上39歳以下であること。	20万円
	基準日において夫婦等のいずれかが30歳以上39歳以下であること。	10万円
	基準日において夫婦等の一方が30歳以上39歳以下でありかつもう一方が29歳以下であること。	25万円
2 子育て応援加算	15歳以下の子がいること。	1人につき 10万円
3 住宅購入加算	夫婦等のいずれかが契約者として、戸建て住宅または分譲マンションの一室を購入していること。	10万円
4 新生活報告加算	おうめふたりダイアリーを提出していること。	5万円